

別添

創造金融の活性化に向けた 金融革新実践計画

2014.8.26

金融委員会

I. 推進現況

◇パク・クネ政権の発足後、**経済パラダイムの転換**に合わせて**創造経済の血脈**として金融の**新しい役割(創造金融)**を模索

□韓国経済が**成熟の段階**に差し掛かり、「月火水木金金金」のように投入量ばかり増やせる**従来型の成長方式は限界**に直面

⇒これからは**創意とアイデア**が重要であり、金融も担保と保証ではなく、**技術と事業性**を判断して**資金を支援**する力量が重要

□民間資金は**量的に豊富**であるが、創業・ベンチャーなどの**切実なところは依然として資金繰りに苦労**している現状

⇒保守的なフレームに閉じ込められている民間資金が**創造金融市場**に流れ込むようするには「**カネの流れ**」を**転換**する必要

◆(国民経済諮問委員懇談会、2014.8)中小企業へ支援する資金規模からすると、韓国金融は**オーバーバンキング**の状態。問題は**資金の規模**ではなく、**質的構成**である。民間の**資金が担保貸出**などのいわゆる「**非創造金融**」に偏っているため、金融機関は**非創造金融**だけでも収益を得られる。

□金融業も**低金利・低成長**により**収益性が悪化**し、**危機感が向上**

⇒担保貸出、単純仲介など、**従来のフレーム**から**抜け出して**海外進出や高付加価値サービスの開発など、**ブルーオーシャン**を見つける時期

◆オーストラリアは、**退職年金制度**を導入するなど、**環境の変化**が**金融業の発展**のきっかけとして作用

○1992年に**Superannuation**を導入してから**資本市場**の規模が大きく増加しており、**マッコーリーグループ**などの**投資銀行**および**関連サービス産業**の成長のきっかけとして作用

◆今日の**米金融産業**も**特化した重要力量**の**培養**に全力

○**シティ銀行**(小売金融に特化)、**フィデリティ**(**ミューチュアルファンド**および**401(k)**など**退職年金市場**を掌握)、**ゴールドマン・サックス**(**大型機関の投資家**に特化)など

◇したがって、この1年6カ月間、創造金融の「制度的なフレーム」を作り、「初期成果が見える化」に全力

□『金融ビジョン(2013.11)』を策定し、**技術金融とベンチャーキャピタル市場**を創造経済時代の中核金融分野に育成

○技術金融の第一歩として、**技術信用評価システムを構築(2014.7)**

- 技術情報 DB(TDB)を設置し、32 機関に散在している 400 万件の技術関連情報を集中し、金融機関に体系的に提供

→技術情報は 1,000 万件以上(9 月)、収集機関は 100 カ所水準に拡大(年末)

- 技術力を基に格付けを行う**技術信用評価機関(TCB)の 3 社を指定し、8.14 まで 945 社の技術を評価**

*TCB：技術保証基金、韓国企業データ、ナイス評価情報

／2014 年下半期中に 7,500 社評価(目標)

◆(技術金融の例)医療映像保存伝送システム(PACS*)を主に生産している A 社は、自己資金で創業したものの、業力が短く(6 カ月)、**銀行から資金貸出しを拒絶**

→しかし、**技術保証基金の技術評価を通じて、事業化可能性が評価され、3 億ウォンの信用貸出**ができた(⇒創業初年度(今年)に 8 億ウォン以上の売上げを達成する見込み)。

*撮影した映像を DB に保存すれば、医療スタッフが PC から確認して診断に活用するシステム

○KONEX 市場の開設、成長はしごファンドの設立、プライベートエクイティ(PE)ファンドの活性化などを通じて、ベンチャーブーム後、活力を失っている**ベンチャーキャピタル市場の再跳躍**を期待

*KONEX58 社が上場(市価総額 1.3 兆ウォン)、PE ファンド 207.4 兆ウォン(前年末比 21.6 兆ウォン↑)

*KONEX 日平均の取引量：(2014.6 以前) 2～5 万株→(7 月)10 万株(前月比 110%↑)

◆(KONEX 上場企業の例)電子集積回路を生産する B 社は、昨年 7 月、KONEX に上場し、**428 億ウォンの新技術開発資金**を成功裏に調達。これを基に**たった 1 年で KONEX 市場を第一に卒業し、KOSDAQ へ移転上場**

□『金融規制改革(2014.7)』を通じて**創意と革新を阻害する規制を大幅に整備し、金融界の競争と革新の基盤**を設立

- 特に、過去とは違って現場での実感度が高い「隠れた規制」を重点的に整備し、常時事後管理システムを構築

II. 評価および診断

◇しかし、金融現場で実感する変化のスピードは依然として不十分

- 実体経済が期待する創造金融の役割と金融界の現状の間にはまだ大きな間隔(gap)が存在

- (政策の時差)数十年間累積してきた金融慣行の根本的な変化が求められているだけに、政策の成果を実感するまでは一定期間の時差が存在

◆(個人信用貸出の例)かつて家族・親戚の保証に依存していた個人貸出の慣行を改善するために、個人信用情報を集中し、2005年に個人信用情報会社を立ち上げるなどのインフラを構築したが、個人連帯保証の慣行は2008年に入ってこそ完全に消滅

- (保身主義)責任を恐れる金融界の「保身主義」も金融革新と前向きな金融文化を阻害する大きな要因として指摘

- ①(技術金融の力量)これまで担保貸出・預金貸出などの簡単な業務に安住した結果、技術・商業性を評価する力量の開発に怠惰
- 政策金融の過度な支援も金融界が審査能力開発をないがしろにした一因

◆(韓国経済、7.28)審査能力を育成する間もなく、あらゆる名目の政策金融が割り当てられた結果、市場の自然な技術評価がなされる以前にベンチャー支援の政策資金から溢れ出している。

- ②(ベンチャーキャピタル市場)「創造金融の答えは、銀行ではなく資本市場」にあるが、韓国は保守的な属性を有している銀行に過度に依存

- ③(監督慣行・成果補償を誘導)あまりにも過度な規制と一貫性のない監督、ミスに対する事後問責などが金融界の弱腰な姿勢を助長

◆ソウル経済(7.30)当局は監査院の問責を避けなければならない、金融機関は金融監督院の制裁を避けなければならない。金融界全体に保身主義が蔓延していても仕方がないのだ。

- 持ち主のない銀行の限界、競争に対するプレッシャー不足などにより、業績と補償
がつながらないといった問題が存在

*任期が短い銀行 CEO は、長期成果より、在任中の保守的な管理に重きを置いている。

Ⅲ. 創造金融成果拡散のための実践計画

- ◇ 国民経済諮問会議、金融界実務者などの多様な意見を集めて創造金融の成果を拡散させるための実践計画を構築
 - 技術金融の優秀銀行に対し破格のインセンティブを付与し、成功事例を拡散させ、資金が創業・技術企業へ流れていくモメンタムを構築
 - 成長はしごファンドを誘い水に「第 2 のベンチャーブーム」を造成し、ベンチャーキャピタル市場を創造金融の柱として育成
 - 金融界の保守的文化を助長する不合理的な監督慣行・銀行の成果補償構造を改善

創造金融活性化のための3大実践計画

技術金融 現場拡散

- 銀行圏技術信用貸出の活性化
- 技術価値評価の投資拡大
- 技術基盤投資活性化のための部署(省庁)間の協業強化
- 技術金融優秀事例・成果の拡散

冒険資本 市場育成

- 成長はしごファンドの誘い水の役割強化
- 創業投資資金の拡大
- 回収市場活性化を通じた好循環環境の造成
- 資本市場の活力回復

保守的 金融文化革新

- 監督当局の過度な制裁慣行の改革
- 金融会社内人事異動の不利益の根絶
- 銀行別核心評価制度の導入
- 事後摘発検査慣行の改善

創意とアイデアに投資する
進取的、躍動的金融文化の造成

1 技術金融の速やかな現場拡散

イ. 技術価値評価の困難と対応策

◇技術価値評価を金融機関が全面的に活用するには困難が伴うが、**金融取引に技術価値を反映する努力は持続**

□ 技術を基に金融を支援するためには、「**技術価値評価の信頼性確保**」のための次の3つの要因の充足が必要

① **(取引市場)** 活発な技術取引を基に技術の市場価額の形成

- ② (現金流れ) 技術事業化に伴う未来の現金の流れの合理的な予測
- ③ (信用危険) 技術を事業化する企業の信用危険に対する評価

⇒ただし、韓国は未だ①技術取引市場がなく、②技術の事業化に伴う現金の流れの予測の不確実性も大きく、技術価値評価の本格化が困難

□ したがって、金融機関が資金支援のために企業の信用危険を評価するときには、企業の技術力を反映(格付け評価)する努力から先に推進

○まず、技術格付けが高い企業は、担保なしで新規の資金調達を可能にするか、既存の貸出に対してさらに低い金利の適用を受けられるように推進

○より根本的に技術価値評価を基盤とする金融供給の慣行が定着するよう、諸般のインフラとシステムを革新

◆(韓国鑑定院の事例)銀行の不十分な不動産の価値評価能力を補充するために、公信力のある不動産鑑定評価機構を設立(1969年)→不動産価値評価の客観性、信頼性の向上

⇒同様に、技術評価公信力の向上のために技術信用評価機関(TCB)設立

ただし、技術は不動産と違い客観的な価値を評価することが難しく、初期には価値評価より格付け評価を優先的に施行

ロ. 技術金融活性化方策

◇ 技術金融優秀銀行に対し破格のインセンティブを付与し成功事例を拡散させ、技術企業に対する本格的な資金流れを解決する計画

➡ 今後3年以内に技術金融の慣行が完全に定着するように推進

I (技術信用貸出の活性化) 銀行が担保・保証中心の営業慣行から離れ、技術信用評価を通じた信用貸出を大幅に拡大するように誘導

*技術信用貸出の支援目標:(2014年下半期)7,500社、(2015年)22,600社、(2016年)40,200社

○銀行ごとに技術金融の業績を持続的に点検*し、実績が優秀な銀行に対しては破格のインセンティブを提供

*金融監督院：銀行別に TCB 貸出業績点検システム(技術金融総合実況板)を構築

インセンティブ付与方策

- ◆銀行が技術信用評価を基に無担保信用貸出を施行する際に、最大 3%p 二次保全*支援額を大幅に拡大(現行 37.5 億ウォン→100 億ウォン水準)
*(例)格付けが BB である企業が技術信用評価の結果、A+で 3 ランクに格上げされた時、貸出 3 億ウォンに対する金利は 6%→3%に引下げ(年間利子費用は 900 万ウォン節減)→年間 4,300 企業に新規資金の供給および金利優遇の効果が予想
- ◆9.1 から金融仲介支援貸出*(技術型創業支援、3 兆ウォン)支援対象に TCB 評価企業を追加して 0.5%の低金利資金を銀行に供給(韓国銀行)
*合計 15 兆ウォン、供給金利 0.5%(技術型創業、零細自営業者)、1%(その他 4 つのプログラム)
- ◆オン・レンディング方式の貸出の時、韓国政策金融公社の信用危険負担(最大 50%→60%に上方修正)などを行い、民間金融機関が負担する技術金融の不良化リスクを軽減

○産業銀行・企業銀行の「技術信用貸出ファンド(現在 1,000 億ウォン)」を 1 兆ウォン水準まで拡大するなど、市中銀行の技術金融供給を積極的に支援

*民間銀行が技術金融の拡大に向けた先導的な役割を遂行できるようにし、政策金融機関は危険負担、死角地帯の解消などを通して、これを支援する役割を担当

○理工系および金融特性化高校出身の人材採用を拡大して、産業銀行・企業銀行の技術金融部署を本部レベルに改編し、技術金融能力を向上

2 (技術価値評価の投資拡大) 技術金融の場合、成敗の不確実性が高いため、貸出よりは技術価値評価による「投資」を活性化

◆技術金融の場合、投資が成功した時に得られる高い収益で多数の投資失敗を補完する必要が→貸出金利の上限が定められている銀行の場合は、投資成功に伴う補償が制限的であるため技術金融に対して消極的

○技術価値評価を根拠にした「投資拡大を誘導」するため、成長はしごファンド内の「技術価値評価投資ファンド」を 3,000 億ウォン規模で設立

*価値評価不確実性に伴う収益変動性を緩和するよう、中・後順位の割合を拡大(10→30%)

○技術企業が失敗しても「投資資金が円滑に回収できるよう」知的財産や投資持分を買

収(処分)するファンド*を拡大

*セカンダリ・ファンド(1,275 億→2,675 億ウォン)、知的財産回収ファンド(830 億→2,000 億ウォン)拡大

○「市場価格の形成」を通して技術価値評価の正確性を高めることができるよう、産業銀行の「特許管理会社*(NPE)」としての役割を強化

*Non Practicing Entity：知財権を売買する取引を通じて知財権の価格形成を促進

③ (部署間の協業強化)9月中に未来部・産業部・特許庁など関係部署と T/F を構築して「技術基盤の投資活性化方案*」を構築

*主要協立法案(例)：①需要者(投資者)観点の評価モデル開発、②政府 R&D 事業において TCB 活用、③評価手数料の負担緩和、④部署間で技術評価情報の共有方策

○科学・技術界と金融界の間に存在していた間隔(gap)を克服し、相互融合・発展できる基盤を構築

◆(8.13 に技術金融専門家の懇談会)ベンチャー企業 28,545 社、イノビズ企業 16,882 社に対する評価情報のみ蓄積しても大きな国家資産になるはずである。

④ (成功事例の拡散)「技術金融博覧会」の開催、優秀社員に対する表彰およびテレビコマーシャルなどを活用した国民に対する広報を下半期中に集中的に推進

*「貿易の日の指定」、「輸出の塔」、および「産業勲章」の授与など事例を参考に、業績が優秀な金融機関・社員に対し叙勲、表彰などの褒賞とインセンティブを積極的に施行

2. ベンチャーキャピタル供給の活性化

◇昨年に発足した「成長はしごファンド」を誘い水として「第2のベンチャーブーム」を造成し、ベンチャーキャピタル市場を創造金融の柱として育成

I (成長はしごファンド)1970年代の産業育成に向けた「国民投資基金」と同じく、創業・ベンチャー企業への投資のために昨年8月に成長はしごファンド*を設立

*3年間6兆ウォン規模で設立(=政策金融1.85兆ウォン+民間資金4.15兆ウォン)

◆(国民投資基金)重化学工業など基幹産業を育成し、輸出を促進するために国民投資債権の発行、政府会計転入金などで設立(1973年)

○創業(1兆ウォン)→成長(4兆ウォン)→回収・再挑戦(1兆ウォン)など、**企業成長の段階**によって差別化した資金を有望企業に支援する目的

- 発足以降1年目の目標値(2兆ウォン)を超過する**2.4兆ウォン**を投資

○成長はしごファンドがベンチャーキャピタルの誘い水の役割を遂行し、ベンチャー・中小企業に対する**投資金融関連の健全な市場慣行***を形成

*運用会社の優先損失負担の緩和、専門人材中心の運用会社選定など

成長はしごファンドのベンチャーキャピタルの誘い水の役割強化

◆創業段階のベンチャーキャピタル拡大

○「創業ファンド(Start-up)」を既存の**2,500億ウォン**から**1,200億ウォン**に追加拡大

○設立後3年以内の**創業企業の投資割合**および**政策資金の出資割合**を拡大

* (3年以内の初期企業への投資割合)20%→40%、(政策資金マッチング割合)50%→70%

○投資成果の良いベンチャー企業に対しては**後続(Follow-on)投資**の活性化

◆成長・回収段階のベンチャーキャピタル拡大

○成長および回収目的の**M&Aファンド**を**3年間1兆ウォン規模**で結成

○回収支援のためにベンチャー投資家の持分を引受ける**セカンダリ・ファンド***追加設立

*2014.7まで1,275億ウォン投資完了→2015.7まで、1,400億ウォン追加投資計画

○再生手続き企業などに新規資金を支援する**再起支援ファンド***追加設立

*2014.8まで1,500億ウォン投資完了→2015.7まで1,400億ウォン追加投資計画

2 (創業資金支援の強化) 初期企業など政策資金の死角地帯を集中的に支援

○エンジェル投資の活性化のために**クラウドファンディング法律**の速やかな立法推進

○政策資金の先導的役割を通して**資金供給が不足な初期企業(創業3年以内、技術優秀企業)**を中心に支援強化

○単純に資金支援だけでなく、**創業保育機関**と連携した支援(メンタリングなど)を通して**創業企業の実質的成長**を支援

3 (成長・回収支援の活性化) 新成長分野への進出などのための豊富な成長資金の提供と回収市場の活性化を通して好循環資金環境の造成

○中小・ベンチャー企業の **M&A 関連資金**と**人材資源**を通して第 2 の成長機会を提供し、ベンチャー投資家の投資資金の回収も支援

-M&A 市場の主体である PEF の企業引受および議決権行使など、**不合理な規制整備**を速やかに終了 (国会議決必要)

○KONEX を有望中小企業の**資本市場への安着過程**として運用し、**移転上場の活性化***を通して投資金が**回収・再投資**されるよう誘導

*2014 年中に 60 社が新規上場および 10 社が KOSDAQ 市場への移転上場を推進

4 (資本市場の活力回復)株式市場が活力を回復できるよう**資本市場を一段階グレードアップ**

○優秀な中小企業が**株式会社を通して資金を調達**できるよう、「追加上場活性化方策*(8月 12 日貿易投資振興会議)」を施行

*上場会社の投資税額控除拡大、BW 公募許容、証券市場の価格制限幅の拡大、公示負担の軽減など

*2014 年中に 75~80 社が新規上場推進(2013 年 KOSPI・KOSDAQ 上場実績：41 社)

○民間資金が資本市場に流入される**投資需要基盤の拡充方策**について、関係部署協議を経て下半期中に構築

3 保守的な金融文化の革新

◇不良貸出に関する**事後制裁への不安なく、積極的に貸出**できるよう、不合理な**監督慣行**と**銀行の成果補償システム**を改善

1 (監督当局の**過度な制裁慣行の改革**)過度な制裁件数と度が過ぎる個人制裁を減らし、制裁の恣意性を縮小

○(制裁対象の縮小)**故意・重過失なく手続きに従って取り扱った貸出、時間的にずっと前に発生したミスは制裁対象から除外**

-従前に列挙した行為のみ免責(positive 方式)した制裁規定を**原則免責・例外制裁**(negative 方式)に明確に転換

-一定期間が経過した場合(例：5年)に制裁をしない「**制裁時効制度**」を導入

○(制裁方式の改善)ミスがあった場合にも監督当局が金融機関社員の個々人を制裁していた慣行は廃止

(ただし、金融秩序と消費者の権益を深刻に阻害する違法行為は除外)

*改善案の施行時に金融機関社員に対する制裁は、現在比90%以上縮小

-代わりに、営業一部停止、是正命令、課徴金など金融機関に対する制裁を強化し、社員のミスは金融機関が内部で懲戒するように委任

◆先進国は主に機関に対し制裁を行っているが、韓国は主に個人に対し制裁をおこなっており、軽い懲戒がほとんどである(87%)。

*制裁件数(2013年)：機関(89件)、役員(295件)、社員(1,285件)

○(監督裁量の縮小)されるものとされないものの基準を明確に公開し、その都度検査・制裁のレベルが異なる問題を改善

-今後の免責を事前に予告する「**No Action Letter**」を活性化

監督当局の裁量縮小方策

◆検査・監督解説書とマニュアルを金融機関において実質的に役立つように整備

◆検査・制裁の事例と基準を公開*し、類似事例の繰り返しを予防

*検査指摘事項の類型、制裁量定の基準、制裁審の議論結果など

◆事前審議(検察告発など)、意見聴取など処置対象者の権益保護手続きを強化

2 (金融機関内の人事上の不利益を撲滅)不良貸出の免責が銀行の個々の支店にまできちんと作動するよう指導・点検

○不良貸出が発生しても規則違反・手続き上の欠陥がない場合には、身元上の不利益だけでなく、人事上の不利益も被ることのないように免責

○不良貸出が一部あっても技術金融など創造金融に積極的な社員が待遇を受けられるように改善し、監督・検査時に履行の有無を点検

◆中小企業貸出を積極的に取り扱い、実績を認めてもらっていた職員も、一回でも不良貸出の結果となれば再起が困難になるほど、人事上の不利益を受けて昇進対象から除外される。

3 (銀行革新評価制度の導入)どの銀行が創造金融を先導するのか、銀行ごとに革新性*を評価し、評価ランクを公開

*健全性中心の経営実態評価(CAMEL)と別途に、技術金融の力量、新市場開拓への取り組み、社会的責任の履行などを総合評価する革新・共存指標を導入

○優秀銀行には、政策金融の優先支援、褒賞など破格のインセンティブを提供し、革新成績と報酬レベルを比較して国民に公開

○銀行の内部成果評価(KPI)においても積極的な社員が利益を受けられるよう革新成果を反映して改善を行い、ベスト事例*(best practice)を発信

*技術金融に一般貸出対比 130%加重値の付与するなど

4 (事後摘発検査慣行の改善)慣行的な現場検査を最少化にし、リスク管理およびコンサルティング中心の事前予防的な監督に集中

○現場検査は深刻な健全性問題、重大な違法事項、多数の金融消費者が受けた被害などを中心に実施

◇今回の対策が一過性のものにとどまるのではなく、数十年間累積された金融界の文化を実際に変えることができるよう、持続的な評価と点検を行う必要がある。

➡ 「金融革新委員会」を構成して細部のフォローアップ処置を行い、実践状況を長期的に点検・公布

*客観的な外部専門家を中心に構成し、銀行別の金融革新成果評価および金融監督の解説書・マニュアルの補完、制裁・免責の運営実態の点検などの役割を遂行